

横須賀市中小企業振興プラン

(横須賀市中小企業振興基本条例に基づく実行計画)

平成 25 年 (2013 年) 2 月

策定の趣旨

総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」の結果では、本市の民営事業所数(非農林漁業)は14,593、従業員100人未満の事業所の割合は98.9%で、事業所のほとんどが中小企業といえます。

中小企業は、各産業において地域に密着した活動をしていて、域内の需要を充たす役割など地域経済循環の担い手として、本市の経済活動に大きな役割を果たしています。

他方、近年の人口減少、少子高齢化の進展、経済のグローバル化による経営環境の変化、特に平成20年(2008年)9月に発生した世界金融危機、いわゆる「リーマンショック」が、市内経済に与えた影響は大きく、さらに東日本大震災の発生もあり、未だ回復の兆しがみられない状況にあります。

このような状況のなか、市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な発展を支援することが不可欠であるとの認識から、平成23年(2011年)12月19日に「横須賀市中小企業振興基本条例」を制定し、翌平成24年(2012年)4月1日から施行しています。

条例の目的は、中小企業の振興について、市、中小企業者、大企業者等の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することで、第3条では、「市は、この条例の趣旨にのっとり中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。」と規定しています。

本計画は、この規定に基づき市の責務として策定したもので、統計データ、事業者の声、市の中小企業関連施策の実績等から現在の中小企業を取り巻く課題を明らかにし、課題の解消と中小企業の振興に向けて、今後5年間で実行する取り組みの方向性や施策を体系づけて示したものです。

なお、計画を実効性のあるものにするため、進捗状況や成果をはかるための具体的な目標を設定しました。また計画の目標は、事業者の景気に対する実感を集計した中小企業景況感(DI値)の向上とし、進行管理指標は市内経済の変化が判断できるものを設定しました。

計画期間は5年間としていますが、今後、目標や指標の状況を注視し、構成する事業等の見直しや改善を図り、中小企業の振興に努めていきます。

目次

第1章	計画の位置付け・計画期間	1
1	計画の位置付け	1
2	計画期間と実績報告	1
第2章	統計データからみた市内経済の現状	2
1	本市の産業構造	2
	(1) 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比	
	(2) 「平成21年経済センサス-基礎調査」でみる本市の産業構造	
2	主要指標からみた横須賀市の現状	5
	(1) 人口	
	(2) 預金と貸出（市内の銀行等預金残高・貸出残高および預貸率の推移）	
	(3) 住宅建設（新設住宅着工戸数の状況）	
	(4) 商業 -卸・小売業の年間商品販売額の推移-	
	(5) 工業 -製造品出荷額等の推移-	
	(6) 公共事業（市発注工事等の状況）	
	(7) 雇用情勢（横須賀市公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内における求人の状況）	
	(8) 倒産（負債総額1,000万円以上の倒産の状況）	
	(9) 事業所の開業・廃業	
3	課税状況からみた横須賀市の現状	14
	(1) 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移	
	(2) 個人市民税納税義務者数及び一人当たり所得額の推移	
第3章	中小企業の景況感と声	16
1	横須賀市中小企業景況レポート	16
	(1) 景況感（DI値）	
	(2) 現在の経営上の問題（課題）	
	(3) 事業者の声	

第4章 主な中小企業関連施策の実施状況	22
1 横須賀市中小企業制度融資	22
2 商工相談	24
3 創業支援・空き店舗対策の状況	25
(1) よこすかビジネスオーデイション応募件数の推移	
(2) 空き店舗出店奨励金の活用状況	
4 工業振興（「ものづくり技術開発促進事業補助金」の活用実績）	27
5 経営革新の状況（中小企業庁 経営革新支援事業）	27
6 指定管理者の活用状況	29
第5章 中小企業を取り巻く課題	30
第6章 中小企業の振興に向けた取り組みの方向性と施策	32
第7章 計画の目標と進行管理指標	42
参考資料 横須賀市中小企業振興基本条例	44

第1章 計画の位置付け・計画期間

1 計画の位置付け

本計画は、「横須賀市中小企業振興基本条例」第3条第1項に基づき策定しています。

内容は、平成23年（2011年）2月に策定した「横須賀産業ビジョン2011」、それに基づく各実行計画との整合を図っています。

2 計画期間と実績報告

本計画の計画期間は、横須賀市実施計画の計画期間を見据え、平成25年度を初年度とする平成29年度までの5年間とします。

計画を構成する事業の実施状況については、条例第8条の規定に基づき、翌年度の決算時期に市議会に報告します。



第2章 統計データからみた市内経済の現状

1 本市の産業構造

(1) 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比

(「事業所・企業統計調査 平成3年」「平成21年経済センサス-基礎調査」)

図表1のとおり、本市の民営事業所の従業者数を産業3部門別でみると、第二次産業の従業者の割合が減少し、第三次産業の割合が増加しています。それぞれの統計は調査方法に違いがあるため、単純な比較はできませんが、「平成21年経済センサス-基礎調査」の結果では全体の約8割が第三次産業に従事しており、産業構造の変化がうかがえます。

図表1 産業3部門別の民営事業者数と構成比

年度 産業部門	平成3年 (事業所・企業統計調査)		平成21年 (経済センサス基礎調査)	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比
第一次産業	266	0.2	592	0.4
第二次産業	44,238	32.5	26,867	20.5
第三次産業	91,461	67.3	103,762	79.1
計	135,965	100.0	131,221	100.0

総務省「事業所・企業統計調査(平成3年)」「平成21年経済センサス基礎調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【平成21年経済センサス-基礎調査】総務省HPから引用

事業所及び企業の基礎的な経済活動の状態を調査し、我が国における包括的な産業構造を明らかにする経済構造統計の作成、並びに各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的に平成21年度に実施された調査です(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)。

※経済センサスの創設に伴い、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」を廃止し、「平成21年商業統計調査」、「平成23年工業統計調査」、「平成23年特定サービス産業実態調査」を休止しています。

(2) 「平成21年経済センサス-基礎調査」でみる本市の産業構造

①事業所・従業者数

総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」の結果では、市内の民営事業所(非農林漁業(公務を除く))は14,593事業所、従業者数は130,629人です(図表2参照)。このうち従業者100人未満の事業所は全体の98.9%で、従業者の75.2%が属しています。

これを産業大分類別の構成でみると、「I卸売業、小売業」が3,605事業所(24.7%)、従業者28,411人(21.7%)で最も多くなっています。

図表2 民営事業所数および従業者数と構成比（非農林漁業（公務を除く））

業種	事業所数		従業者数	
		構成比(%)		構成比(%)
全体（非農林漁業(S公務を除く)）	14,593	100.0	130,629	100.0
第二次産業				
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	1,755	12.0	10,620	8.1
E 製造業	554	3.8	16,247	12.4
第三次産業				
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.1	412	0.3
G 情報通信業	128	0.9	2,712	2.1
H 運輸業, 郵便業	272	1.9	7,102	5.4
I 卸売業, 小売業	3,605	24.7	28,411	21.7
J 金融業, 保険業	242	1.7	3,149	2.4
K 不動産業, 物品賃貸業	1,237	8.5	3,951	3.0
L 学術研究, 専門・技術サービス業	520	3.6	5,126	3.9
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,340	16.0	15,672	12.0
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,567	10.7	7,819	6.0
O 教育, 学習支援業	490	3.4	3,796	2.9
P 医療, 福祉	1,093	7.5	17,806	13.6
Q 複合サービス事業	77	0.5	779	0.6
R サービス業(他に分類されないもの)	703	4.8	7,027	5.4

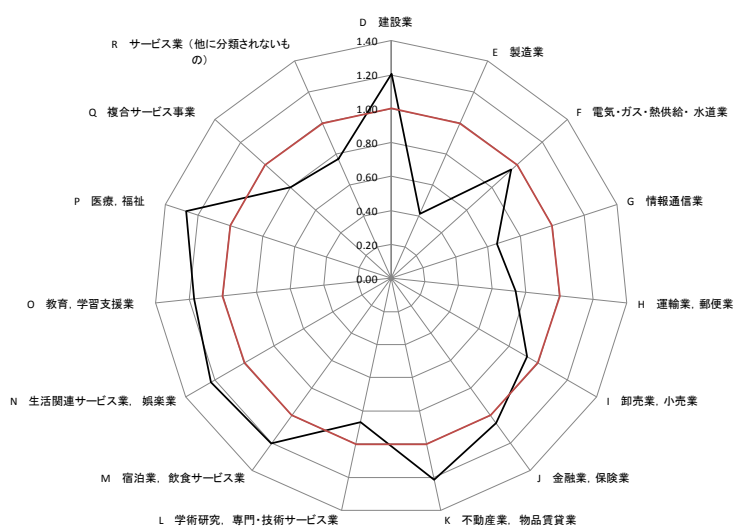
総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」をもとに作成

②事業所特化係数

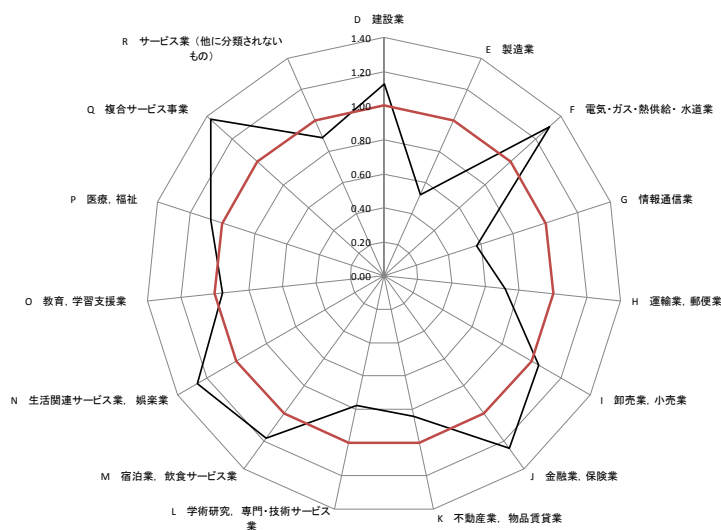
本市の産業構造の特徴を全国、神奈川県の実業所数の産業大分類別の構成比を1.0とする特化係数と比較してみると（図表3参照）、係数がいずれも1.0を超える業種は、「D建設業（1.21・1.13）」、「J金融業、保険業（1.06・1.25）」「M宿泊業、飲食サービス業（1.21・1.18）」「N生活関連サービス業、娯楽業（1.23・1.27）」「P医療、福祉（1.27・1.07）」で、建設業を除けば、個人向けサービスに関連する業種が多くなっています。

図表3 事業所数の特化係数（民営事業所（非農林漁業（公務を除く））

（全国=1.0）



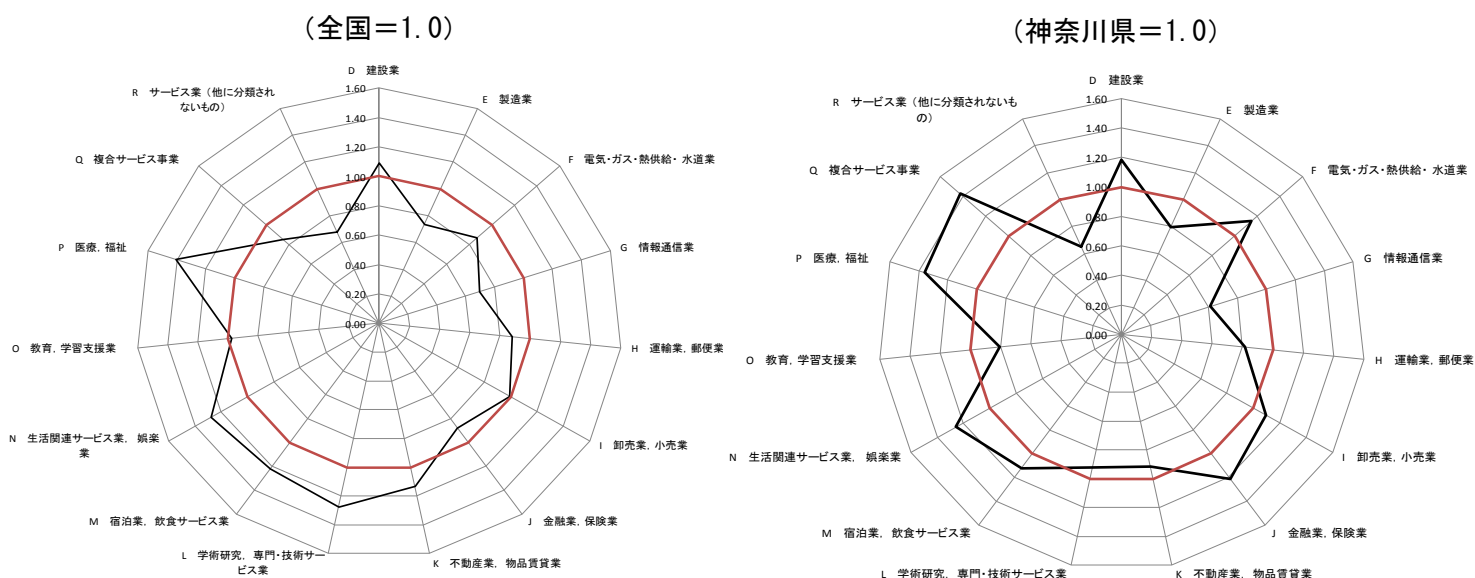
（神奈川県=1.0）



③従業者特化係数

次に、②と同様に産業大分類別の従業者数の特化係数で本市の産業の特徴をみると（図表4参照）、係数がいずれも1.0を超える業種は、「D建設業（1.09・1.19）」「M宿泊業、飲食サービス業（1.22・1.12）」「N生活関連サービス業、娯楽業（1.28・1.26）」「P医療、福祉（1.41・1.36）」の4業種で、特に「P医療、福祉」の値が高くなっています。

図表4 従業者数の特化係数（民営事業所（非農林漁業（公務を除く））



総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【特化係数】

特化係数とは、ある項目の構成比が全体の同項目の構成比に比べ、高いか低いかをみるもので、ここでは市の産業大分類別の従業者、事業所数の構成比を全国・神奈川県の構成比と比べています。

特化係数が1.0を超えていれば、その産業の構成が、全国・神奈川県の水準を上回り、特化しているとみることができます。

なお、本データで示した特化係数の算出にあたっての事業所数（母数）は、全産業から「A～B農林水産業」「C鉱業、採石業、砂利採取業」「公務（他に分類されないもの）」を除いて算出しています。

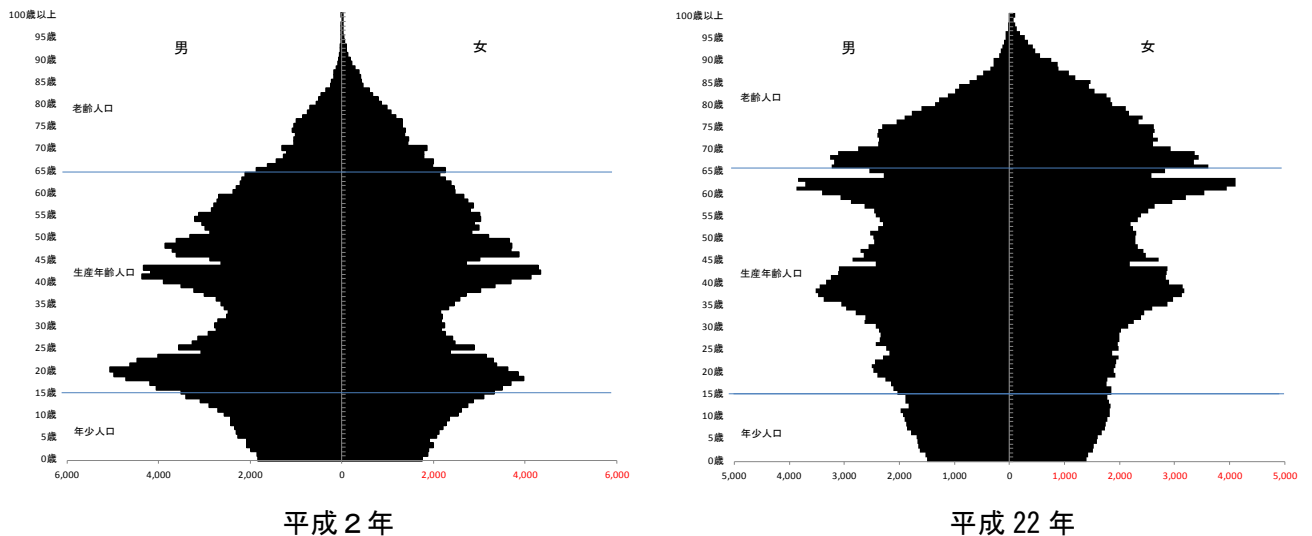
2 主要指標からみた横須賀市の現状

(1) 人口

①域内人口（平成2年－平成22年国勢調査比較）

平成22年国勢調査における本市の人口は418,325人で、平成2年調査時との比較では、約15,000人減少しています。また、年齢構成についても、図表5のとおり大きく変化しており、少子・高齢化が進展していることがわかります。この傾向は今後も続くことが予測されます。

図表5 横須賀の人口構成比較（平成2年 - 22年 国勢調査）



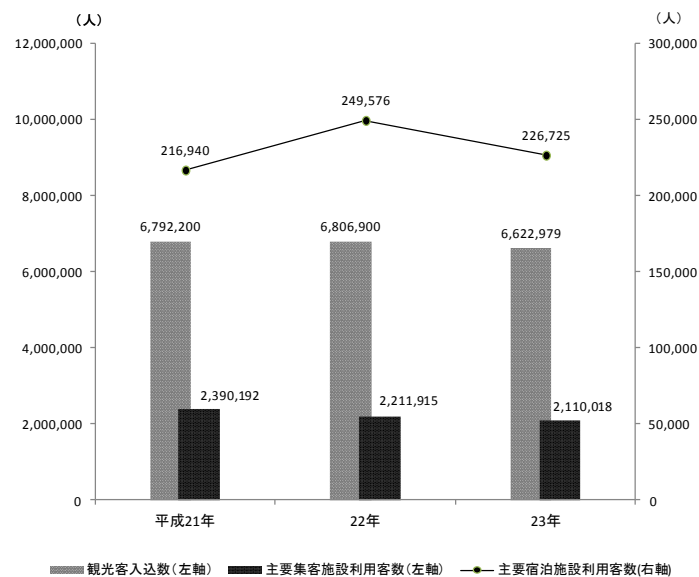
総務省「国勢調査」（平成2年、平成22年実施）をもとに作成

②集客人口

図表6は、平成21年～23年の「延べ観光入込客数」「主要集客施設利用客数」及び「主要宿泊施設利用客数」の推移を示したものです。（「横須賀市統計書」「経済部資料」をもとに作成。）

平成23年は、平成22年と比べ東日本大震災の影響などからいずれの数も減少しています。

図表6 観光客・宿泊客数等の動向



データ・用語等の解説

【主要集客施設】

市内で入館者等の客数の「ある程度正確な数字」が把握できる 19 施設。

「記念艦三笠」「くりはま花の国」「ソレイユの丘」「横須賀美術館」などです。

【主要集客施設】

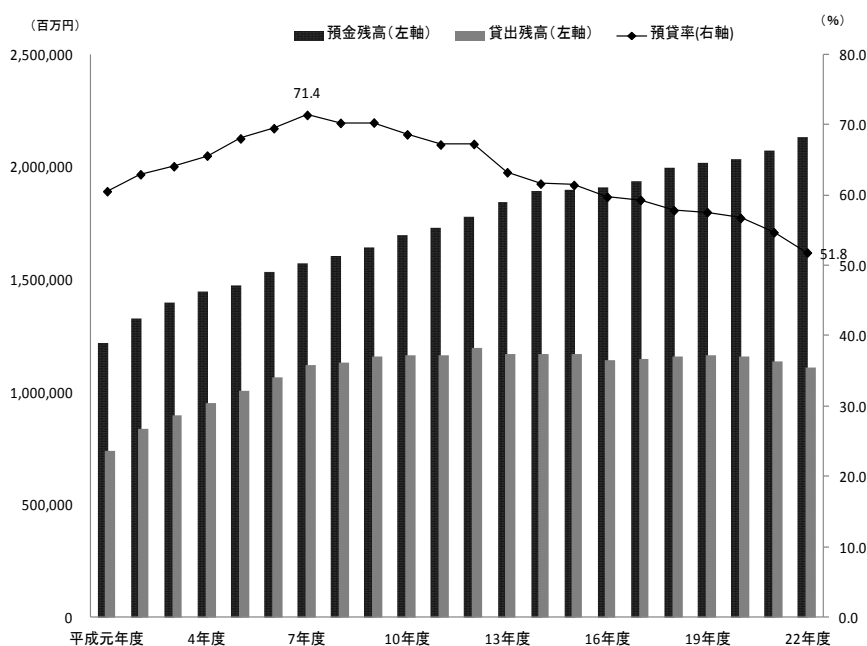
市内宿泊施設のうち「10 室以上客室がある」「主に観光で利用されている」13 軒の宿泊施設

(2) 預金と貸出（市内の銀行等預金残高・貸出残高および預貸率の推移）

図表 7 のとおり、市内の銀行等預金残高は、右肩上がりの上昇を続けています。直近の平成 22 年度の総額は、約 2.1 兆円で平成元年比約 1.75 倍です。一方、貸出残高は平成 9 年以降ほぼ横ばいで推移し、大きな伸びはみられません。

なお、預金残高に対する貸出残高の割合を示す「預貸率」は、平成 7 年の 71.4% をピークに低下傾向が続いています。

図表 7 銀行等預金残高、貸出残高及び預貸率の推移



「横須賀市統計書」をもとに作成

データ・用語等の解説

【預金・貸出残高】

本市の公金取扱金融機関で、市内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、協同組合などの残高。ただし、ゆうちょ銀行の残高は含んでいません。

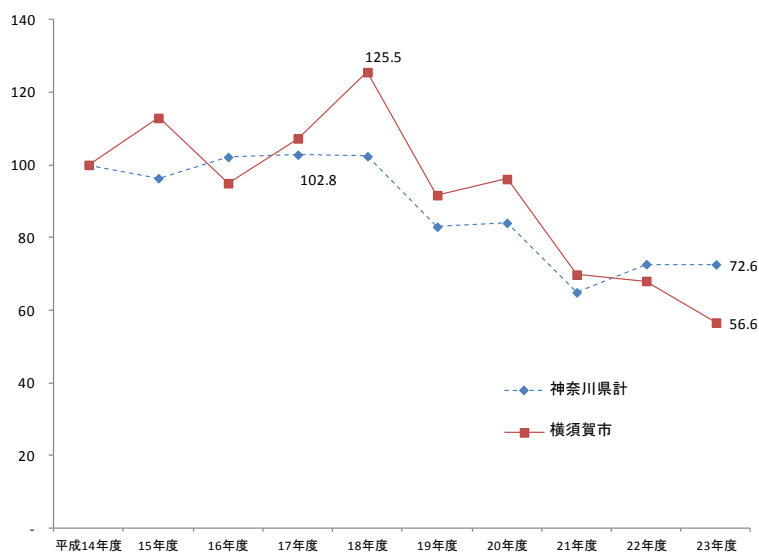
【預貸率】

「貸出残高」/「預金残高」。金融機関における預貸活動の結果を示すデータ。地域で調達された資金がその地域でどの程度運用されたかを見るための参考となる指標です。預金や貸出金のすべてが地域内のものとは限りませんが、大方の傾向として見ることができます。

(3) 住宅建設（新設住宅着工戸数の状況）

図表8は、横須賀市と神奈川県全体の新設住宅着工戸数を、平成14年度の戸数を100とした指数で比較し、その推移を示したものです。市、県ともに、平成19年度に大きく減少しています。これは、耐震強度偽装問題に伴う改正建築基準法の施行の影響によるものと考えられます。さらに平成21年度に大きく落ち込んでいます。これは、前年9月に発生したいわゆる「リーマンショック」による影響が大きいと考えられます。以降、本市の傾向には回復の兆しがみられていません。

図表8 新設住宅着工戸数（年間）の推移（横須賀市・神奈川県 指数比較）



国土交通省「建築着工統計調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

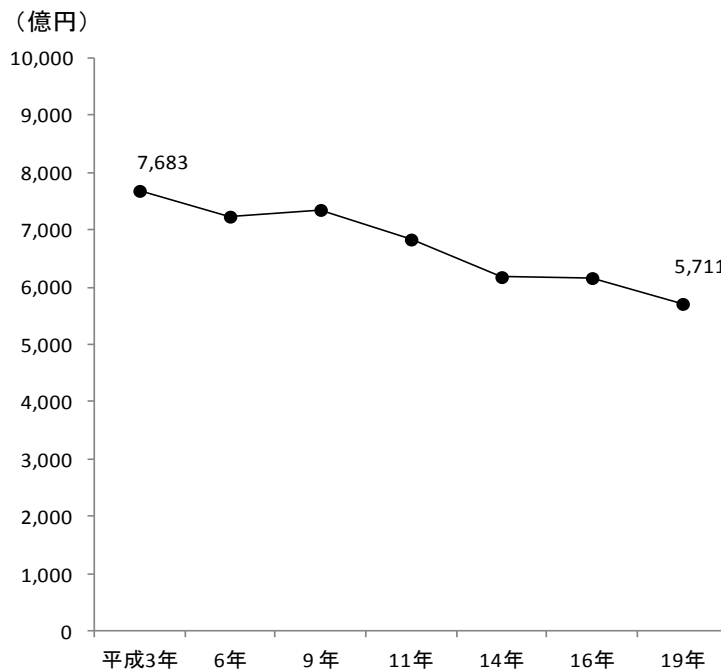
【新設住宅着工戸数】

国の主要経済指標として用いられています。建築の需要に加えて、家具、家電類をはじめとした、日常生活に関わるさまざまな需要を生むことから波及効果が大きく、一般に経済状況をみるための重要な指標と考えられています。

(4) 商業 -卸・小売業の年間商品販売額の推移-

図表 9 は、経済産業省「商業統計調査」の平成 3 年調査以降の本市の卸・小売業の年間商品販売額の推移を示したものです。販売総額は、減少傾向が続いており、平成 3 年と 19 年との比較では、約 2,000 億円減少しています。

図表 9 卸・小売業の年間商品販売額の推移



経済産業省「商業統計調査（各年）」をもとに作成

データ・用語等の解説

【商業統計調査】（経済産業省 HP から引用）

我が国の卸売業、小売業を営むすべての事業所（店舗）の販売活動の実態や分布状況及び商品の全国的な流通状況などを明らかにすることを目的とした調査です。対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 J-卸売・小売業」に属する全国の事業所です。

なお、「平成 21 年商業統計調査」は、経済センサスの創設に伴い中止となっており、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の中で商業に関する調査事項も把握します。次回の商業統計調査は、平成 26 年に実施する予定です。

【年間商品販売額】

各年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。地域の消費・購買活動の結果を示すもので、市内商業の状況を示す重要な指標です。

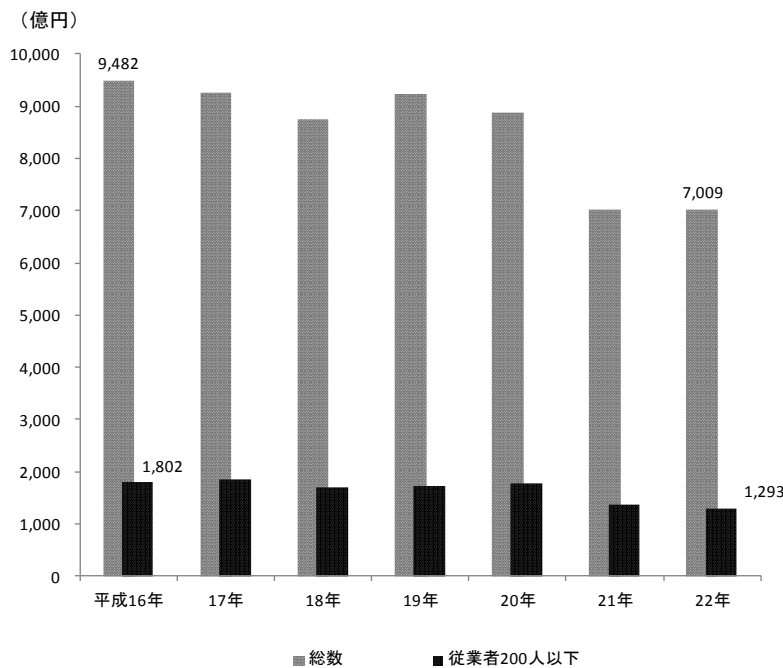
(5) 工業 -製造品出荷額等の推移-

図表 10 は、経済産業省「工業統計調査」における平成 16 年以降の本市の「製造品出荷額等」の推移を示したものです。

平成 16 年に約 9,500 億円あった出荷額等は、平成 22 年には約 7,000 億円に減少しています。

同様に、従業者 200 人以下の事業所についてみると、約 1,800 億円から約 1,300 億円に減少しています。

図表 10 製造品出荷額等の推移（総数及び従業者 200 人以下の事業所）



経済産業省「工業統計調査（各年）」をもとに作成

データ・用語等の解説

【工業統計調査】（経済産業省 HP から引用）

我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした調査です。対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）です。調査は毎年行われますが、「経済センサス-活動調査」を実施する年の前年は除かれます。※平成 23 年は未実施

【製造品出荷額等】

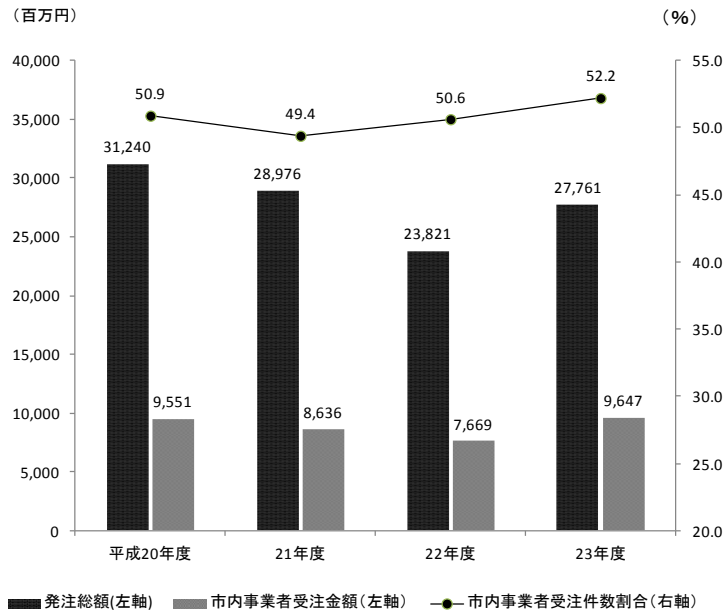
1 年間（1～12 月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。主要経済指標として位置付けられています。

(6) 公共事業（市発注工事等の状況）

図表 11 は、市発注の工事等（委託・物件を含む）の発注総額、その内の市内事業者の受注額、受注件数割合の推移を示したものです。平成 20 年度以降、発注総額に減少傾向がみられるなか、市内事業者の受注金額、受注件数割合は、緊急経済対策の取り組みにより、一定の水準が維持されています。

また、平成 23 年度の入札制度の大幅な運用改正により、市内事業者の受注金額、受注件数割合はともに増加しています。

図表 11 市発注工事等の発注総額と市内事業者の受注額、受注件数割合の推移



「財政部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【入札制度改正】

本市では、平成 21 年 7 月に緊急経済対策として、入札制度における地域経済の活性化の対応に取り組みました。以降、緊急経済対策の追加措置等、必要に応じて入札制度の改正を進めています。また、平成 23 年 4 月には市内事業者の受注機会拡大、市内経済の活性化を推進するために 4 つの取り組みを柱とする入札制度等の大掛かりな運用改正を行いました。改正の柱は①「市内・準市内事業者の発注拡大」②「準市内事業者となる要件の拡大」③「大型工事等の発注方法の変更」④「市内事業者の優遇制度を継続・促進」で、特に②準市内事業者となる要件の拡大にあたっては、県内で初めて所在地条件のほか市民雇用・障がい者雇用を採用しています。

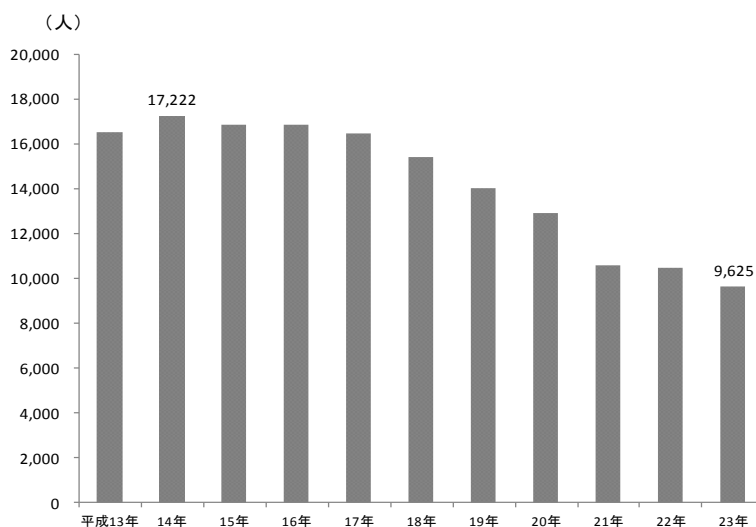
(7) 雇用情勢（横須賀公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内における求人の状況）

一般的に、企業が活動を拡大する局面では、必要な労働力を確保するため採用を増やすことから、新規求人数が増えることとなります。一方、活動の縮小、企業間競争が厳しい局面では、生産調整の中で新規の採用が抑制されることとなります。そのため、「新規求人数」「有効求人倍率」が経済の先行きを予測する先行指標の 1 つとして用いられます。

①新規求人数の推移（平成13年～23年）

図表12は、平成13年～23年間の横須賀公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内の新規求人数（年間）の推移を示したものです。新規求人数は平成14年をピークに減少傾向が続いています。特に平成20年以降、大きく落ち込み、直近の平成23年は1万人を割り込むまでに至っています。

図表12 新規求人数（年間）の推移（横須賀公共職業安定所管内）



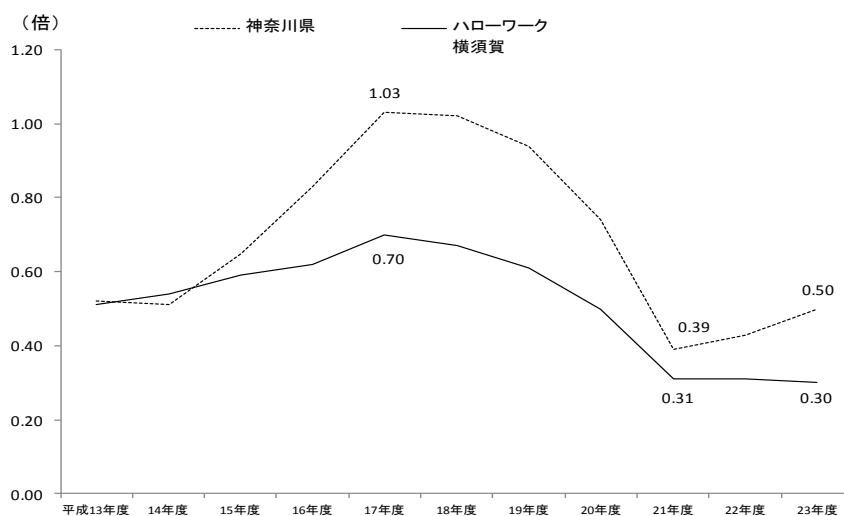
「横須賀市統計書」をもとに作成

②有効求人倍率の推移（平成13年度～平成23年度）

図表13は、神奈川県全体及び横須賀公共職業安定所（以下ハローワーク横須賀）管内の年間の有効求人倍率の推移を示したものです。県、ハローワーク横須賀管内のいずれも、平成17年度をピークに減少傾向が続いているものの、県の値は、平成21年度を底に回復傾向がみられます。

一方、ハローワーク横須賀管内の有効求人倍率は、県と比較して低い水準で推移しています。

図表13 有効求人倍率の推移（神奈川県（全体）とハローワーク横須賀の比較）



「ハローワークだよりマンスリーよこすか」をもとに作成

データ・用語等の解説

【横須賀公共職業安定所の管轄区域】

横須賀市（追浜・田浦行政センター管内を除く）、三浦市

【新規求人数】

期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいいます。

【有効求人倍率】

公共職業安定所（ハローワーク）に登録されている求職者数に対する求人数の割合です。倍率（結果の数字）が1を上回っていれば、少なくとも求職者1人に1つ以上の求人があります。1を下回っている場合には、求人が不足していることを意味します。

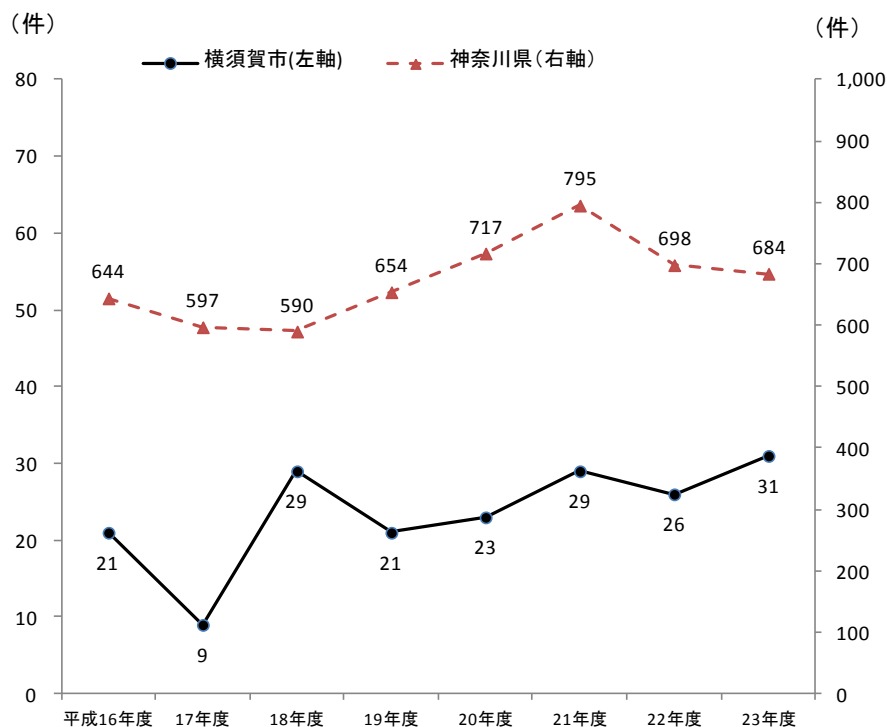
（8）倒産（負債総額1,000万円以上の倒産の状況）

図表14は、株式会社東京商工リサーチが発行する「TSR情報」をもとに、平成16年度～23年度までの市内及び神奈川県全体の倒産件数（負債総額1,000万円以上）の推移を示したものです。

県の倒産件数は、平成20年度をピークに減少傾向がみられます。一方、市内の倒産件数は増減を繰り返しながら推移しているものの、右肩上がりの傾向が続いています。

なお、この間の市内の倒産件数189件のうち、情報として業種記載のある87件でみると、建設業が6割以上を占めている状況です。

図表14 倒産件数（年間）の推移（神奈川県・横須賀市比較）



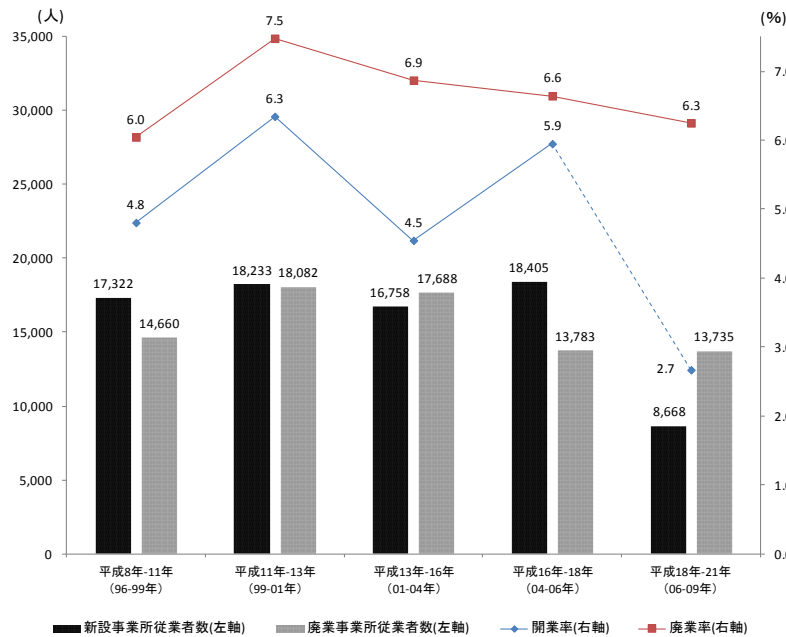
株式会社東京商工リサーチ「TSR情報」をもとに作成

(9) 事業所の開業・廃業

図表 15 は、総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサス基礎調査」をもとに市内事業所の開業及び廃業の状況、事業所の新設・廃業による従業者数の推移を示したものです。

期間中、開業率が廃業率を上回ることとはなく、直近の平成 18 年 - 21 年の開業率は 2.7%、廃業率が 6.3% で大きな開離が生じています。(平成 18 年 - 21 年の開業率の算出方法については、下記留意点参照) また、平成 18 年 - 21 年の廃業事業所従業者数は 13,735 人で、新設事業所従業者数との比較では、約 5,000 人の差が生じている状況にあります。

図表 15 事業所の開・廃業率及び新設・廃業事業所従業者数の推移



総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサス-基礎調査」をもとに作成

(注) 開業・廃業率の算出方法は、中小企業庁「中小企業白書 2012 年版 付属統計資料」に基づく。

総務省「経済センサス-基礎調査 (平成 21 年)」による開業率の留意点 (中小企業白書 (平成 23 年) 抜粋)

事業所・企業統計調査では、調査員が調査区内で新たに捕捉した事業所を新設事業所と定義していたのに対し、平成 21 年経済センサス-基礎調査では、事業所の開設時期によって新設事業所を定義している。そのため、他の調査区から移転してきた事業所について、事業所・企業統計調査では、新設事業所と捕捉されていたが、平成 21 年経済センサス-基礎調査では、事業所の開設時期として、移転ではなく創設の時期が調査票に記入された場合、存続事業所として捕捉されるため、従来よりも開業率が過小に算出される可能性がある。また、新たに発見された事業所についても、事業所・企業統計調査では、新設事業所と捕捉されていたが、平成 21 年経済センサス-基礎調査では、開設時期によって新設事業所又は存続事業所として捕捉されるため、従来よりも開業率が過小に算出され得る。上記のとおり、新設事業所の定義が異なるため、平成 21 年経済センサス-基礎調査に基づく 2006 年～2009 年の開業率は過去の数値と単純に比較できない。なお、廃業率の算出方法に変更はない。

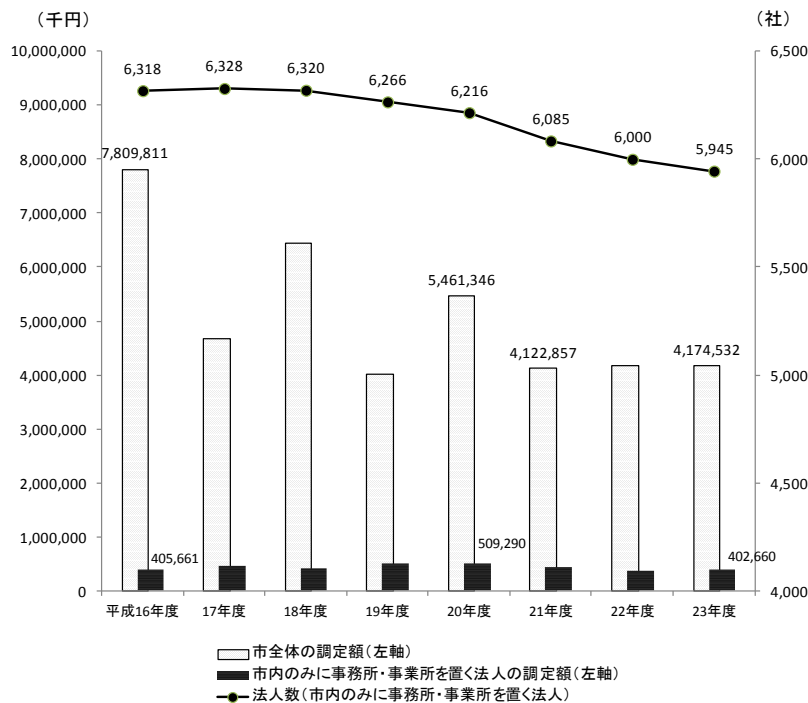
3 課税状況からみた横須賀市の現状

(1) 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移

図表 16 は、平成 16 年度から 23 年度までの、市内のみに事務所・事業所を置く法人市民税の納税義務者数及び法人税割調定額の推移を示したものです。納税義務者数は右肩下がりの傾向が続いており、直近の平成 23 年度は 6,000 社を割り込む状況になっています。

次に、法人市民税の法人税割調定額をみると、市全体の額は増減を繰り返しながら推移し、21 年度以降は、ほぼ横ばいの 41 億円台で推移しています。一方、市内のみに事務所・事業所を置く法人については、3 億～5 億円台の間で推移しています。平成 19 年度の約 5.1 億円がピークで、以降減少傾向が続き、直近の 23 年度は約 4 億円になっています。

図表 16 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移



「財政部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【法人市民税】

市内に事務所、事業所または寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納める税金です。法人市民税の多寡は、過去 1 年間の企業活動の結果が反映されることとなります。最終的に税額が確定するのは、事業年度の終了後になることから、一般的には景気に対して遅れて反応すると捉えられています。内閣府の景気動向指標のなかでは遅行系列に属します。

【調定額】

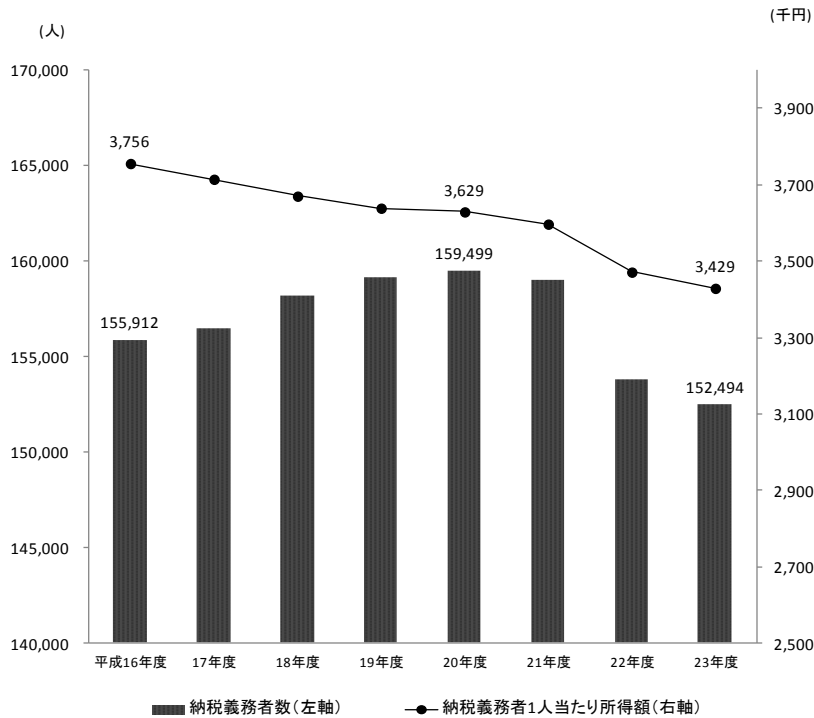
調定とは歳入を徴収しようとする場合に、内容を調査し、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為で、それにもとづき賦課が決定された額を調定額という。

(2) 個人市民税納税義務者数及び一人当たり所得額の推移

図表 17 は、平成 16 年度から 23 年度までの、個人市民税の納税義務者（給与所得者、営業等所得者）数及び一人当たり所得額の推移を示したものです。

納税義務者数は、平成 20 年度を境に右肩下がりの傾向が続いており 20 年度と 23 年度の比較では約 7,000 人減少しています。また、納税義務者一人当たりの所得額は、平成 16 年度以降、減少が続いており、平成 16 年度と 23 年度の比較では、32 万 7 千円の減になっています。

図表 17 個人市民税納税義務者数及び一人当たり所得額の推移



「財政部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【個人市民税】

個人の市民税は、市内に住所があり、前年に所得があった人に課税されます。市民税の税額は、前年 1 年間の所得金額に応じて課税される所得割と、一定の所得があれば定額で課税される均等割との合計金額です。

【納税義務者（市・県民税を納める人）】

個人の市民税は、その年の 1 月 1 日に住所が市内にあり、前年に所得があった人に課税されます。また、住所がなくても市内に家や事務所・事業所がある場合は、均等割が課税されます。

市内に住所のある人・・・・・・・・・・・・均等割と所得割がかかります。

市内に住所はないが、家や事務所・事業所
を持っている人・・・・・・・・・・・・均等割はかかりますが、所得割はかかりません。

【納税義務者（給与所得者、営業等所得者）一人当たり所得額】

$(\text{給与所得者総所得金額} + \text{営業等所得者総所得金額}) \div (\text{給与所得者} + \text{営業等所得者})$

※農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得などを除いて算出している。

第3章 中小企業の景況感と声

1 横須賀市中小企業景況レポート

横須賀市では、「中小企業振興基本条例」に基づき、市内に本店を置く三浦藤沢信用金庫、湘南信用金庫と協力し、市内の中小企業を対象に景況調査を実施しました。調査内容は景況感のほか、特別調査として「現在の経営上の問題や課題」の調査を行っています。

(1) 景況感 (DI 値)

現在（平成 24 年 10 月～12 月）の全産業の景況感はマイナス 18 で、調査の基準では「悪い」という判断になります。これを業種別で見ると、建設業を除くすべての業種で DI 値がマイナス 20 ポイント以下という結果となりました。

次期の見通し（平成 25 年 1 月～3 月）についても、全産業の景況感に大きな変化はなく、また全ての業種でマイナスという結果で、景況改善の兆しがみられない状況にあります。

図表 18 横須賀市中小企業景況調査結果（景況感）

（単位：ポイント）

	調査回答社数	DI 値（現在） 24.10～12	DI 値（次期見通し） 25.1～3
全産業	209	▲ 18	▲ 19
建設業	38	10	▲ 3
製造業	44	▲ 21	▲ 17
卸・小売業	59	▲ 31	▲ 36
不動産業	19	▲ 26	▲ 11
サービス業	49	▲ 21	▲ 16

注) 見通しの DI 値の算出の調査回答数は 207 社（製造業、卸・小売業で無回答が 1 件）

データ・用語等の解説

【景況感 (DI 値)】

「現在の景況感」「次期の景況感（3 カ月後の見通し）」について、「良い」「変わらず」「悪い」それぞれの回答の構成比を求め、次に、「良い」の回答構成比（%）から「悪い」の回答構成比（%）を差し引いて算出した結果です。

横須賀市景況調査における景況感の判断基準

15 ポイント以上「良い」、6～14 ポイント「やや良い」、▲5～5 ポイント「変わらない」、▲6～▲14 ポイント「やや悪い」、▲15 ポイント以下「悪い」

(2) 現在の経営上の問題（課題）

図表 19 は「現在の経営上の問題（課題）選択」（上位 6 項目）についての選択結果を示したものです。（複数の選択項目から 1 位から 3 位までを順に選択）

最も多く選択されたのは「民間需要の停滞」で 1 番の問題（課題）としての選択数も高い値を示しています。これ以外では、「販売（製品・サービス含）単価の低下・上昇難」「仕入れや原材料費の経費増加」など企業収益に関わる項目が選択されており、経営環境の厳しさがうかがわれます。

また、前出の雇用統計データでは雇用情勢の厳しさがみられていましたが、個々の事業所では自らのニーズにマッチする従業員の確保難が多く選択されていることが特徴として見られます。

図表 19 「現在の経営上の問題（課題）」選択（上位 6 項目）

（複数回答 上位 3 項目を順に選択 n=149）

問題（課題）		回答社数	全体 （社）	選択順位		
				1 番	2 番	3 番
1	民間需要の停滞		50	33	6	11
2	販売（製品・サービス含）の単価の低下・上昇難		49	17	20	12
3	ニーズ変化への対応		35	16	10	9
4	施設や設備の不足・老朽化		28	9	11	8
4	仕入れや原材料費の経費増加		28	9	11	8
6	従業員の確保難		26	5	12	9

データ・用語等の解説

【現在の経営上の課題の選択項目】

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1 大企業や大型店の進出 | 10 販売（製品・サービス含）単価の低下・上昇難 |
| 2 新規参入業者の増加 | 11 金利負担の増加 |
| 3 ニーズの変化への対応 | 12 取引条件の悪化 |
| 4 施設や設備の不足・老朽化 | 13 事業資金の借入難 |
| 5 施設や設備の過剰 | 14 代金の回収難 |
| 6 在庫の過剰 | 15 従業員の確保難 |
| 7 人件費の増加 | 16 経験者の確保難 |
| 8 仕入れや原材料費の経費増加 | 17 官公需要の停滞 |
| 9 人件費や仕入れ・原材料費以外の経費の増加 | 18 民間需要の停滞 |
| | 19 その他（ ） |

(3) 事業者の声

①経営上の問題（課題）

項目	意見等
<p>主に経済動向に 起因すること (業種別)</p>	<p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公需要の市外業者への流出 ・取引先の不振による受注額の減少 ・受注先からのコストダウンの要求 ・需要が少ないなか、販売価格を下げざるを得ない状況で利益が出ない ・人件費、原材料費、電気・ガスの光熱費など経費の増加 ・仕入れ単価の上昇に伴う、仕入れ業者の見直しの必要性 ・円高などの影響による仕事量の減少 <p>【卸・小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒産・廃業による取引先の減少 ・人口減、高齢化に伴う消費需要の低迷、施設入所などによる固定客の減少 ・域内企業の減少、労働人口の減少による消費需要の低迷 ・価格訴求力をもつインターネット販売の進化 ・近隣の同業者との競争の激化による利益率の減少 ・最低賃金の上昇などによる人件費の増加 ・大型店の進出・消費者の低価格志向、ニーズの多様化や価値観の変化、コンビニ購入の一般化 <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間需要の停滞による売り上げの減少 ・公共工事の縮小 ・原材料費の価格上昇による利益減 ・同業者間の競争、異業種やハウスメーカーの参入などによる受注減 ・価格競争の激化による利益率の減少 ・単価、工事代金を絞り込まなければ受注が難しい状況にある <p>【サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気の低迷による需要の減少 ・同業種の事業者が多い ・人件費の上昇による利幅の低下 ・高齢化の進展による固定客の減少 ・インターネット販売の進化、消費者の意識変化 ・景気低迷、競争激化による販売単価の低下 ・低価格店舗の進出に伴う価格競争による利幅の減少 <p>【不動産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景気低迷による需要の減少 ・高齢化の進展に伴う空き家の増加 ・人口、企業の減少による需要の低迷 ・需要を発掘するための広告など営業経費の増加 ・全国展開の経営体力のある同業他社との価格競争

<p>自社の経営環境 に関すること (経営改善・設備 投資など)</p>	<p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の遅れや不足 ・運転資金を借りては返すという悪循環に陥っている ・設備等の老朽化により受注価格の低下に対応できない ・施設・設備の老朽化に伴う修繕費用の増加 ・設備投資をしたいが受注量が多く見込めないため思案している ・設備老朽化による拡大・更新の必要性 ・既存設備の老朽化に伴い、工場の新設を検討中 ・主要取引先の市場対応能力が欠けている ・収益向上のために付加価値の高い製品の生産が必要 <p>【卸・小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客ニーズに対して店舗面積の不足感がある ・顧客ニーズを捉えれば大きなチャンスも望める ・設備投資をしなかったため店舗の老朽化が進んでいる ・現状では人口減少、消費者ニーズの変化への対応ができていない <p>【サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者意識を捉え、業態の変化をする必要性がある ・設備投資には大きな資金が必要でその負担が大きい ・設備の改修を行いたい資金が不足している
<p>自社の経営環境 に関すること (人材の確保、育 成など)</p>	<p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の高齢化と後継者不足（技能承継問題） ・技術を持つ人の高齢化と賃金の上昇 ・職人を目指す若者の減少 ・従業員の高齢化、若手人材の確保難 ・若手社員の定着率の低下 ・多能工として育成したい若手従業員の不足 <p>【卸・小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続に影響する熟練従業員の退職、後継者の育成難 <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手従業員の確保難 ・若手従業員の定着率低下と後継者問題（技術承継問題） ・技術者不足、人材確保難による受注機会の喪失 <p>【サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手従業員の確保難（労働者不足） ・看護師が不足している

②市に対する意見・要望

項目	意見・要望
市内経済全体に関わること	<p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の緩和を進めてほしい ・企業誘致を積極的に進めてほしい ・消費者の購買意欲が向上するような施策を打ち出してほしい <p>【卸・小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致、人口増を図ってほしい ・横須賀中央地区の活性化を図ってほしい ・災害に強いまちづくりを推進してほしい ・西地域の活性化を図り観光客等の集客力の向上を図ってほしい <p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施が予定されている消費増税に伴う消費意欲の低下への対策を検討してほしい <p>【サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントなど集客の取り組みを推進し地域経済の活性化を図ってほしい ・企業誘致の推進。人口の増加と若年層の定着を図ってほしい ・需要を増やすため大学、企業の誘致を進めてほしい <p>【不動産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の誘致等で雇用状況を改善してほしい ・就業人口を増加させるような施策の実施により若年層の人口増を図ってほしい ・人口減少に歯止めをかけるため子育て支援策の充実を図ってほしい ・自然環境のよさ、住みやすさなど横須賀のイメージアップを図ってほしい
中小企業等に対する施策の改善・要望 (業種別)	<p>【製造業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業対策の充実を図ってほしい ・工場移転を考慮しており、良い条件の産業用地を紹介してほしい ・工場立地の検討にあたって、産業用地、支援制度の情報提供をしてほしい ・金利の負担、利子補給の施策を実施してほしい ・公共工事の入札に関わるシステムの改善を図ってほしい ・市の施策、市内企業に関する情報発信をしてほしい ・ISO などライセンスの更新費用に対する補助制度を実施してほしい <p>【卸・小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事の市内発注を進めてほしい ・商店街の活性化に取り組んでほしい ・ネット販売導入の方法等に関する案内をしてほしい ・ごみ処理費用の負担軽減を図ってほしい

	<p>【建設業】</p> <ul style="list-style-type: none">・公共工事を増やしてほしい・公共工事の市内発注を進めてほしい・公共工事の発注時期の平準化を図ってほしい・書類や事務の簡素化を図ってほしい <p>【サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none">・官公需を増やしてほしい・規制緩和を進めてほしい・中小企業への大胆な支援策を展開してほしい・基地の仕事を市内事業者が請け負えるための環境づくりを進めてほしい・事業資金の融資枠を拡充してほしい・公共性の高い事業を行っている事業者に対する固定資産税等の減税を検討してほしい
--	---

第4章 主な中小企業関連施策の実施状況

1 横須賀市中小企業制度融資

図表 20 は、横須賀市中小企業制度融資の融資実績の推移を示したものです。一般的な事業資金、経営支援資金が多く利用されています。

また平成 20 年 12 月に、期間を限って新設した「緊急経済対策特別資金」は、リーマンショック後の売上減少や利益減少で厳しい経営環境に置かれた中小企業の資金需要に大きな効果をあげたとみることができます（図表 21 参照）。この 2 年 4 月間の融資件数は 1,342 件で、一般的な事業資金の 10 年間の実績が 1,671 件であることから、短期間に活発に利用されたこととなります。他方、未だ景気の回復傾向がみられないなか、多くの事業者が返済を迎えている状況にあります。

これとは別に、大型の設備に対応する商工業施設整備促進資金や、事業のスタートアップや情報化の推進など企業の経営革新に対応する新分野事業振興特別資金への需要は、平成 19 年度以降は非常に少なくなっている様子がみてとれます。

図表 20 横須賀市中小企業制度融資 融資件数（一部抜粋）の推移（平成 14～23 年度）

年度	資金名							
	①事業資金	②経営支援資金	③小規模企業特別小口資金	④経済変動対策資金	⑤商工業施設整備促進資金		⑥新分野事業振興特別資金	(参考) 緊急経済対策特別資金 (H20～22年度)
					(中小製造業設備投資を除く)	(中小製造業設備投資特別資金)		
平成14年	176	16	—	12	0	—	1	—
15年	185	31		4	0		5	
16年	172	131		7	13		5	
17年	247	182	12	5	1	10		
18年	214	196	2	0	1	1	5	
19年	159	135	1	2	1	1	0	
20年	173	124	24	38	0	1	2	339
21年	129	46	46	4	0	0	1	662
22年	112	39	35	4	0	0	1	341
23年	104	47	36	85	0	—	0	—
合計	1,671	947	163	167	8	3	34	1,342

「経済部資料」をもとに作成（※「—」の表記は資金なし）

図表 21 緊急経済対策特別資金の業種別融資実績（平成 20 年 12 月～23 年 3 月）

	利用件数	構成比 (%)	融資額 (千円)	1件当たり
				融資額 (千円)
全体	1,342	100.0	27,576,092	20,549
建設業	543	40.5	11,036,602	20,325
小売・卸売業	346	25.8	7,194,870	20,794
サービス業	181	13.5	3,269,920	18,066
製造業	128	9.5	3,099,400	24,214
運輸運送	45	3.4	1,185,100	26,336
飲食・旅館	54	4.0	864,000	16,000
不動産業	27	2.0	529,200	19,600
情報通信業	18	1.3	397,000	22,056

「経済部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【中小企業制度融資】

中小企業制度融資は事業活動に必要な資金の融資を促進し、その近代化と経営基盤の安定を図ることを目的に実施しています。中小企業庁が全国の中小企業を対象に 2010 年に実施した「経営環境実態調査」の結果では、今までに効果があった中小企業支援施策の選択項目のなかで、「当面の資金繰りに関する支援」の割合が最も高いこと、また、今後政府に要望する支援策の項目としても、最も高い割合を示していることから、中小企業経営にとって重要な施策であるといえます。

【緊急経済対策特別資金】

横須賀市では、平成 20 年 12 月に国の「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」に対応した制度融資の資金として新設しました。その後、国の保証が「景気対応緊急保証」へ移行し保証制度期間も延長され、結果として平成 23 年 3 月までの 2 年 4 カ月間で融資を行った資金です。

貸付利率は 2.0%以内、返済期間 10 年以内（据置期間 1 年以内）。

融資実績は図表 21 のとおりで、全体で 1,342 件、融資総額は 275 億円で、4 割が建設業の利用になっています。

1 件当たりの融資額（融資額（全体）／利用件数（全体））は、約 2,000 万円となっています。

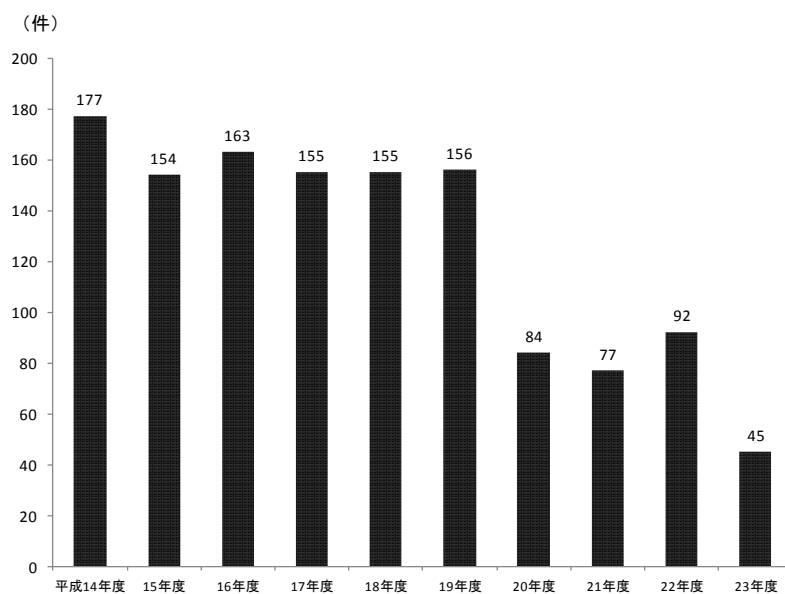
2 商工相談

図表 22 は、平成 14 年度以降の商工相談件数の推移を示したものです。平成 20 年度を境に相談件数が急激に減少し、直近の平成 23 年度の実績は 45 件で、平成 14 年度の 4 分の 1 に落ち込んでいます。

平成 19 年度までは年間 150 件を超える相談がありました。この間の相談の多くには、新規の事業展開及びそれに伴う設備投資や、新規開業・創業に関するものが多く含まれていました。

しかし、ここ数年は新規事業展開等の相談も少なく、そういった意欲が減退しているものと考えられます。また、売上減少、仕事量の減少に起因する事業転換や廃業に関する相談も見られるようになってきています。

図表 22 横須賀市商工相談の利用件数の推移（平成 14～23 年度）



「経済部資料」をもとに作成

主な相談内容（平成 23 年度の相談内容から）

- ・ 開業・創業に関する相談
- ・ 設備投資に係る融資を受けるための相談
- ・ 経営改善・革新など新事業展開に関する相談
- ・ 事業継続（転換・廃業）に関する相談

データ・用語等の解説

【商工相談】

市内中小企業者や新たに事業を始めようとする方を対象に、新規事業に関する相談、経営上のさまざまな悩みなどに、中小企業診断士、弁護士、公認会計士等の資格を持つ相談員が対応する「商工相談所」を開設しています。中小企業制度融資のうち商工業施設整備促進資金（事業所改装・設備近代化資金）、新分野事業振興特別資金（スタートアップ資金・経営革新資金）の利用には商工相談所相談員の診断が必要になります。

3 創業支援・空き店舗対策の状況

(1) よこすかビジネスオーディション応募件数の推移

市では創業しようとする人や、既に事業を行っている中小企業の事業展開をバックアップし、地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的に「よこすかビジネスオーディション」を実施しています。オーディションには「創業部門」のほか平成 21 年度からステップアップ部門を設けていて、入選者には奨励金を交付しています。

これまでの応募件数の推移は図表 23 のとおりで、平成 19 年からの 6 年間で、74 件の応募があり、創業部門 28 件、ステップアップ部門 11 件を入選者として選考し、奨励金を交付しています。

図表 23 よこすかビジネスオーディション応募件数の推移

年度	応募件数（全体）と入選者				
		創業部門応募数		ステップアップ部門応募数	
			入選数		入選数
平成19年	10	10	5	—	—
20年	8	8	5	—	—
21年	16	11	5	5	4
22年	14	4	3	10	5
23年	12	11	5	1	0
24年	14	9	5	5	2
計	74	53	28	21	11

「経済部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【よこすかビジネスオーディションの応募資格等】

区分	対象	奨励金額 (平成 24 年度)
創業部門	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市内で創業しようとする者 ビジネスの内容に新規性、独創性があることなど 	30 万円
ステップアップ部門	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市内での事業実績が 1 年以上になる中小企業者 ビジネスの内容に新規性、独創性があることなど 	30 万円

※よこすか産業ビジョン 2011 の成長分野に関連し、かつ審査によって特に優秀な提案に対して最大 20 万円加算される場合があります。

(2) 空き店舗出店奨励金の活用状況

図表 24 は、出店奨励金制度の拡充を図った平成 21 年 3 月～平成 23 年度末時点までの活用状況を示したものです。期間中 201 件に奨励金を交付しています。

平成 24 年度横須賀市商店街調査における、商店街の空き店舗率は、7.6%で、平成 20 年度と同調査結果と変化がなく、空き店舗の増加を食い止めていると考えています。なお、出店した約半数は飲食業です。

図表 24 空き店舗出店奨励金の利用状況（平成 21 年 3 月～平成 24 年 3 月）

事業者住所地（申請時）		
	件数	構成比（%）
市内	154	76.6
市外	47	23.4
計	201	100.0
出店規模別内訳（営業床面積）		
	件数	構成比（%）
50㎡以内	160	79.6
50㎡を超え100㎡以内	26	12.9
100㎡を超え1,000㎡以内	12	6.0
1,000㎡を超えるもの	3	1.5
計	201	100.0

「経済部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【空き店舗出店奨励金】

空き店舗への出店を促進するために、出店事業者に対し、出店面積に応じた奨励金を交付しています。

対象業種は、飲食業、小売業、宿泊業、サービス業の一部

奨励金額は、店舗の営業床面積 50 平方メートル以内の場合、20 万円

以降、50 平方メートルまでごとに 10 万円加算

（※奨励金額は平成 23 年度以降の額です。）

4 工業振興（「ものづくり技術開発促進事業補助金」の活用実績）

図表 25 は、平成 18 年度～23 年度までの補助金の活用実績を示したものです。
平成 18 年度からの 6 年間で 17 社に対して、約 2,240 万円の補助金を支出しています。

図表 25 ものづくり技術開発促進事業補助金の活用実績

年度	件数	補助金額（円）
		平成18年
19年	3,377,000	
20年	2,502,000	
21年	5,697,000	
22年	4,100,000	
23年	2,753,000	
合計	17	22,429,000

「経済部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【ものづくり技術開発促進事業補助金】

ものづくり産業の競争力強化を図るため、新製品・新技術の研究開発や新分野への進出など、自ら技術の高度化・高付加価値化を図る取組みのための経費の一部を助成する制度です。

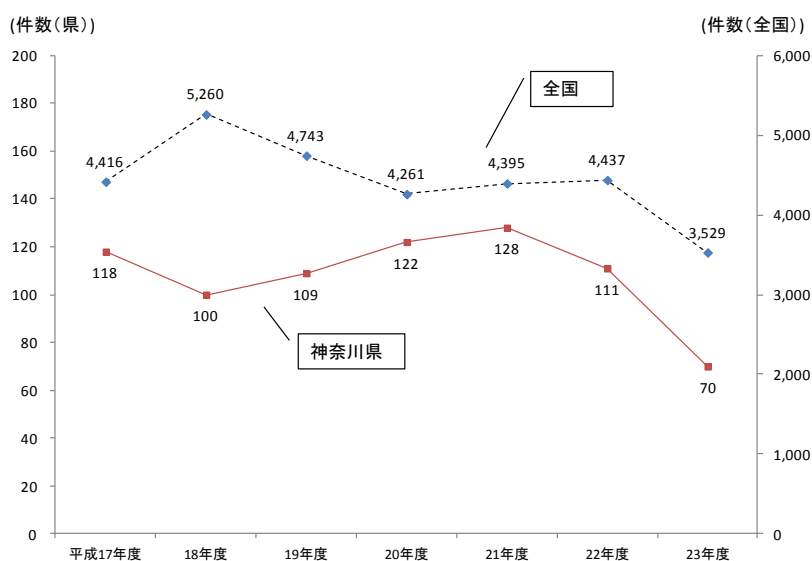
対象は、工業系地域（工業専用地域、工業地域）、地区計画に定める工業地区、指定産業地域で操業する製造業の中小企業者です。補助金額は対象となる経費の 50%以内で、200 万円を限度としています。対象となる経費は、①原材料または副材料の購入②機械装置の購入または借入③外注加工に要する経費④技術指導および調査に要する経費で、幅広い活用が可能です。

5 経営革新の状況（中小企業庁 経営革新支援事業）

新商品の開発、新たな生産方式の導入など、新たな事業活動に取り組む中小企業が、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき「経営革新計画」を作成し、県知事の承認を受けると、計画期間中、政府系金融機関による低利融資や信用保証の特例など幅広い支援措置を利用することが可能となります。

図表 26（次ページ参照）は、全国および神奈川県内の計画承認件数の推移です。県内中小企業の承認件数はここ数年減少傾向がみられ、直近の平成 23 年度は国・県ともに大きく減少していることがわかります。次に、図表 27 のとおり平成 17 年から 23 年における神奈川県内の市町における承認件数をみると、市内企業の承認件数は 9 件で、全体の構成比は 1.2%で低く、また、これを平成 21 年度の経済センサス基礎調査における各市町の民営事業所数との比較してみると、承認件数割合（承認企業数/民営事業所数）は 0.06%で、県内市町のなかで低い値になっています。

図表 26 「経営革新計画」承認件数の推移（全国・神奈川県）



中小企業庁HP「経営革新計画承認状況」をもとに作成

図表 27 県内自治体別の「経営革新計画」承認件数等（平成17年～23年）

市町等	承認件数 (平成17年～23年)		民営事業所数に占める 承認件数の割合 (%)
	承認件数	構成比 (%)	
神奈川県	758	100.0	0.24
横浜市	372	49.1	0.31
川崎市	112	14.8	0.26
相模原市	59	7.8	0.24
厚木市	28	3.7	0.28
藤沢市	23	3.0	0.17
小田原市	19	2.5	0.22
大和市	16	2.1	0.20
綾瀬市	15	2.0	0.47
平塚市	13	1.7	0.12
座間市	13	1.7	0.36
海老名市	12	1.6	0.28
秦野市	11	1.5	0.21
横須賀市	9	1.2	0.06
愛川町	9	1.2	0.50
その他の市町	47	6.2	—

神奈川県HP「経営革新計画承認企業のご案内」をもとに作成

データ・用語等の解説

【経営革新】

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」では、経営革新を、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

【経営革新支援事業（中小企業庁）】

対象は、新商品の開発又は生産、新たな生産方式の導入など、新たな事業活動に取り組む中小企業で、業種による制約条件はありません。計画の申請先は県で、各地の商工会議所等が事前の相談窓口になり、承認の要件確認や申請書の作成方法などについて相談に応じています。

6 指定管理者の活用状況

本市では、平成 16 年度から「公の施設」の管理形態を積極的に直営から指定管理者へと移行させてきており、平成 24 年度現在、33 の指定管理者が管理を行っています。

図表 28 のとおり 19 の指定管理者が市内の企業・団体となっており、全体の 57.6%を占めています。

図表 28 指定管理者の活用状況

	指定管理者所在地		
	全体数	市内	市外
公募	26	16	10
指名（非公募）	7	3	4
計	33	19	14
構成比（%）	100.0	57.6	42.4

「総務部資料」をもとに作成

※複数の企業・団体で構成する共同事業体が指定管理者となっている場合は、代表企業・団体の本社等所在地で分類しています。

データ・用語等の解説

【指定管理者制度】

体育館、公園、ホールなどの「公の施設」については、制度創設前は、その公共性から、管理主体は、市または公共的団体等に限定されてきました。

しかし、近年、民間事業者(民間団体)が、スポーツ施設といった「公の施設」と同種の施設を適正にかつ効率的に管理している状況が認識されてきたことや、住民ニーズが非常に多様化してきたことなどにより、「公の施設」の管理にも民間活力の導入が求められてきました。

これを受けて、民間事業者のノウハウの活用によるサービスの向上や管理経費の削減を目的として、平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が創設されました。

第5章 中小企業を取り巻く課題

第2章の統計データ、第3章の中小企業の景況感と事業者の声、第4章の中小企業関連施策の実施状況などから、現状の課題を整理しました。

課題1 需要の低迷と競争の激化

景況レポートでは、需要の低迷、同業他社との価格競争の激化の声が多く聞かれています。

統計データからは、本市の産業は建設業や個人向けのサービス事業者の構成比が、国・県と比較して高いこと（特化係数が1.0超）、また、域内消費の中心となる人口の減少や預金額の増加など、需要の低迷、競争の激化を裏付ける状況がみられます。

課題2 脆弱な経営基盤

景況レポートでは、全体的な声として原材料価格や仕入れ単価の上昇など経済状況の変化から生じる課題が、また、製造業、建設業からは、取引先からの単価引き下げや発注元からのコストダウンの要求などその立場から生じる課題、人材の確保・育成、技術の承継が挙げられており、中小企業経営を取り巻く環境の厳しさが示されています。

他方、統計データや行政施策の活用状況からは、当面の資金繰り対策が必要な企業や倒産に至ってしまう企業が増加傾向にあるなど、経営基盤の脆弱さがみられます。

課題3 経営改善意欲の低下

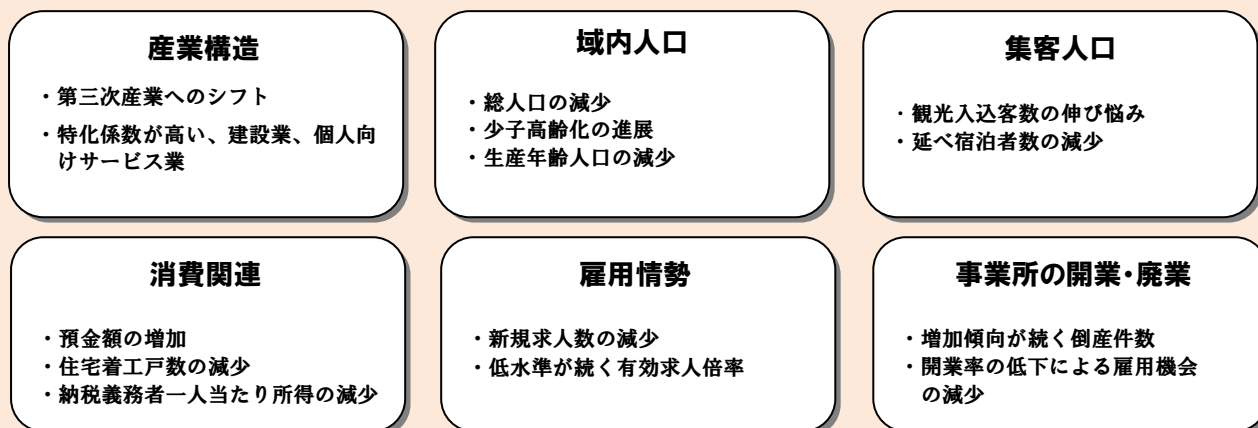
景況レポートでは、施設や設備の老朽化や新たな受注に対して既存設備での対応ができないことを課題に挙げる声が見られます。また、設備投資への意欲があるものの将来不安などから躊躇している状況が見られます。これに対しては独自の技術、ノウハウを生かしつつ、新製品、新サービスの創出など経営体質の改善を図ること、新たに設備を導入するための融資など行政施策の活用が考えられますが、経営相談、経営革新や新たな設備投資を支える施策が活用されていない状況が見られます。

課題4 開業事業所の減少

景況レポートでは、行政への要望意見として、企業誘致を積極的に進め、雇用の改善を図るなどの意見が複数見られます。新設事業所の増加は、雇用の増加に直結することから、市ではこれまで企業誘致の取り組みを積極的に進めるとともに、空き店舗対策、創業支援など事業所の新設を促す取り組みを進めてきました。しかし、厳しい経済環境が続くなか、本市に限りませんが、事業所の開業率は低い状況にあります。

中小企業を取り巻く課題

1 統計データ等から見た市内経済の現状

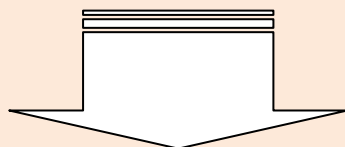


2 中小企業者の声から示された課題（横須賀市中小企業景況レポート抜粋）

- ・ 人口減少、景気の低迷による需要減、同業他社との価格競争の激化
- ・ 取引先からの単価引き下げ、コストダウンの要求
- ・ 原材料価格や仕入れ価格の上昇
- ・ 既存の施設や設備の老朽化、新たな受注獲得に向けた設備投資の必要性
- ・ 人材の確保、定着・育成、技術承継問題
- ・ 企業誘致の促進と雇用環境の改善

3 行政施策の活用状況からみた課題

- ・ セーフティネット融資を活用した事業者の返済時期の到来
- ・ 設備投資や新分野進出を支援するための資金を活用する事業者の減少
- ・ 新規事業によって経営改善を行うなどのために商工相談を利用する事業者の減少
- ・ 経営改善、革新、設備投資を支える施策の利用者減



抽出された課題

- 課題1 需要の低迷と競争の激化
- 課題2 脆弱な経営基盤
- 課題3 経営改善意欲の低下
- 課題4 開業事業所の減少

第6章 中小企業の振興に向けた取り組みの方向性と施策

前章までの検証から、現状の課題を可能な限り解消し、中小企業の振興、地域経済の活性化を実現するため、本計画では、取り組みの方向性として、「1 受注機会、消費需要を増やす」「2 企業の体質改善を促す」「3 企業の立地や店舗、事業所等の開業を促す」の3つを示すとともに、それぞれに具体的な取り組みの方針と、計画期間中に重点的に実行する取り組み及び事業を掲載しました。

取り組みの方向性と施策

方向性1 消費需要、受注機会を増やす

～域外を含めた新たな需要の喚起・創出と受注機会の拡大～

- ①域内消費需要の喚起・創出
- ②域外からの消費需要創出
- ③官公需施策の推進と行政事務の見直しによる仕事量の拡大

方向性2 中小企業の体質改善を促す

～資金調達や経営革新、人材の確保など経営の維持・拡大に向けた支援～

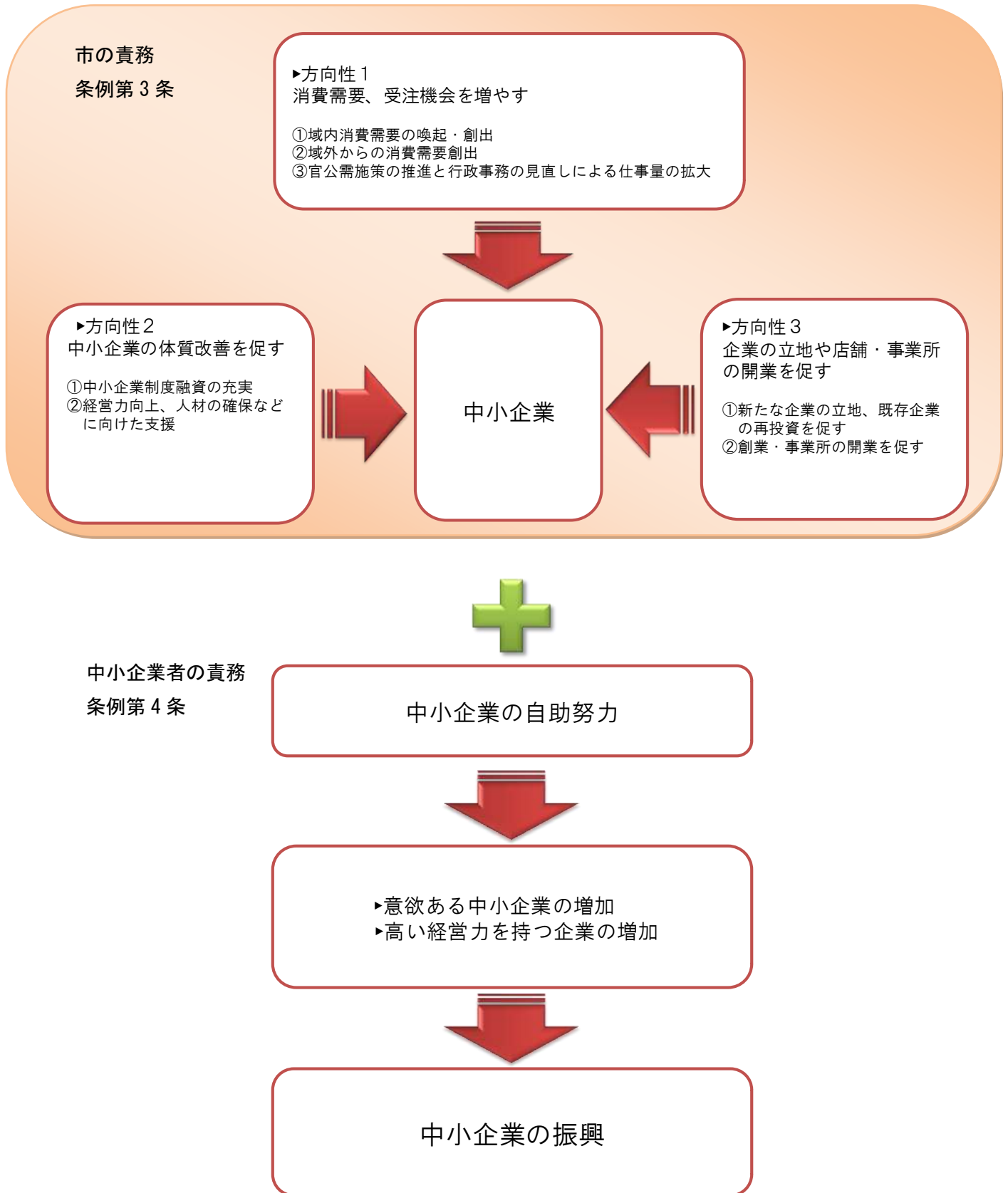
- ①中小企業制度融資の充実
- ②経営力向上、人材確保などに向けた支援

方向性3 企業の立地や店舗・事業所の開業を促す

～企業誘致の推進と創業支援などによる事業所の開業促進～

- ①新たな企業の立地、既存企業の再投資を促す
- ②創業・事業所の開業を促す

中小企業振興に向けた概念（考え方）図



方向性1 消費需要、受注機会を増やす

～域外を含めた新たな需要の喚起・創出と受注機会の拡大～

1 現状の課題

景況レポートからは、需要の低迷、同業他社との価格競争の激化の声が多く聞かれています。

統計データからは、本市は建設業や個人向けのサービス事業者の構成比が、国・県と比較して高いこと（特化係数が1.0超）や域内消費の中心となる人口の減少や預金額の増加、地域経済への波及効果が大きい、新設住宅着工戸数の減少傾向など、需要の低迷、競争の激化を裏付ける状況がみられます。

2 課題に対する取り組み方針

需要の低迷が課題となるなか、市全体としては域内経済の総量（パイ）をいかに大きくするかが重要になります。市の人口減少、高齢化の進展は不可避であることから、地域の顔である中心市街地や拠点市街地の活性化に重点的な投資を行い、域内における新たな需要を掘り起こすとともに、域外からの需要を喚起・創出する取り組みを推進します。

市が発注する工事等に関しては、量的な限りがある中、地域の企業の育成も視野に入れながら、可能な限り市内事業者の受注を増やしていくとともに、他の公的機関からの受注機会の拡大に向けた取り組みの検討を進めます。また、行政事務の見直しによる委託化などにより中小企業への仕事量の拡大を図っていきます。

(1) 計画期間中に重点的に実行する取り組み

①域内消費需要の喚起・創出

- ・シニア世代や子育て世代の消費需要を喚起するための取り組みを進めます。
- ・消費の中心となる中心市街地・拠点市街地のリニューアルを図るための取り組みを進めます。
- ・市内事業者との連携を図りながら、地産地消の取り組みを進めます。

②域外からの消費需要創出

- ・消費の中心となる中心市街地・拠点市街地のリニューアルを図るための取り組みを進めます。
(再掲)
- ・市内の豊かな農水産物を生かし、食を中心にした集客の取り組みを進めます。
- ・観光客の消費額を増やすため、宿泊観光やシニア世代をターゲットにした取り組みを進めます。

③官公需施策の推進と行政事務の見直しによる仕事量の拡大

- ・大型工事等の発注方法の変更（工事の一部を分割発注）など入札制度等の運用により、工事、調達における市内事業者の受注割合の拡大に努めます。
- ・市内事業者の受注割合が高い、施設の維持等に関わる工事の発注量の安定化に努めます。
- ・「防衛省南関東防衛局」「米海軍横須賀基地」など他の公的機関が発注する工事や物品に対する市内事業者の受注機会を、これまで以上に増やすための支援策の検討を進めます。
- ・水道事業、下水道事業の業務のあり方を見直し、委託化の推進や工事・委託業務の発注量の増加による市内事業者の受注機会拡大に努めます。
- ・指定管理者から市内企業への発注について積極かつ具体的な提案がされるよう指定管理者の選考基準を見直します。

(2) 平成 25 年度実施予定事業（※実施内容など詳細については別冊に掲載）

①域内消費需要の喚起・創出

実施計画掲載事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
	定住促進事業		政策推進部政策推進課	1
拡	ストップ地球温暖化対策事業		環境政策部環境企画課	2
	集客イベント事業		経済部商業観光課	3
	商業活性化推進事業		経済部商業観光課	3
	商店街応援事業		経済部商業観光課	4
拡	産業 PR 営業支援事業		経済部商業観光課	4
	地産地消推進事業		経済部農林水産課	5
拡	谷戸地域住環境対策事業		都市部都市計画課	6
	市街地再開発事業		都市部市街地整備景観課	6
	住宅の耐震補強工事助成事業		都市部建築指導課	7

関連事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
新	横須賀中央エリア再生促進事業		経済部経済企画課	7
拡	都市計画決定等事業		都市部都市計画課	8
	まちづくり支援事業		都市部市街地整備景観課	8
拡	建築指導行政経費		都市部建築指導課	8

②域外からの消費需要創出

実施計画掲載事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
拡	集客プロモーション事業		経済部商業観光課	9
	集客イベント事業	再掲	経済部商業観光課	3
	地産地消推進事業	再掲	経済部農林水産課	5
	市街地再開発事業	再掲	都市部市街地整備景観課	6

関連事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
拡	シティセールス推進事業		政策推進部政策推進課	10
拡	セールスプロモーション事業		経済部商業観光課	10
新	横須賀中央エリア再生促進事業	再掲	経済部経済企画課	7
拡	都市計画決定等事業	再掲	都市部都市計画課	8
	まちづくり支援事業	再掲	都市部市街地整備景観課	8

③官公需施策の推進と行政事務の見直しによる仕事量の拡大

関連事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
	基地対策業務		政策推進部基地対策課	11
拡	配水管漏水調査事業		上下水道局水道管路維持課	11

方向性2 中小企業の体質改善を促す

～資金調達や経営革新、人材の確保など経営の維持・拡大に向けた支援～

1 現状の課題

景況レポートでは、取引先からの単価引き下げや発注元からのコストダウンの要求などその立場から生じる課題や原材料価格や仕入れ単価の上昇など社会経済環境の変化から生じる課題、人材の確保・育成、技術の承継の困難さなどが示されています。また、経営改善のため、施設や設備の老朽化や新たな受注への対応を図るために既存設備の更新の必要性が課題として挙げられています。

統計データ、中小企業施策の実施状況からは、当面の資金繰り対策が必要な企業や倒産に至ってしまう企業が増加傾向にあるなど、経営基盤の脆弱さがみられます。また独自の技術、ノウハウを生かしつつ、新製品、新サービスの創出など経営体質の改善を支える行政施策が活用されていない状況がみられます。

2 課題に対する取り組み方針

資金は、企業経営の根幹となります。中小企業経営を安定に導くため、多様な資金調達手段、円滑な資金調達を可能にするため金融環境を整備します。

他方、企業経営の維持・拡大には売り上げが伸びることが重要になります。需要が低迷している中で企業間競争に打ち勝つには、より魅力的で付加価値の高い、財、サービスを提供することが重要になります。中小企業の経営に関しては自助努力としながらも、設備投資、経営革新への取り組み、人材の確保、定着・育成など強い経営体質づくりを目指す企業を支援します。

(1) 計画期間中に重点的に実行する取り組み

①中小企業制度融資の充実

- ・中小企業が必要とする資金の融資を低利で円滑に進めることにより、経営の安定を図ります。
- ・中小企業の資金ニーズや時々の経済情勢の変化に対応するため、柔軟に資金メニューの創設・廃止を図ります。
- ・中小企業の円滑な資金調達を実現するために必要な信用保証にかかる負担軽減を図ります。

②経営力向上、人材確保などに向けた支援

- ・新事業への展開、業態の転換など中小企業経営者の経営改善、改革意欲を喚起します。
- ・企業PRや公的認証取得など自社の競争力、信用力を高める取り組みを支援します。
- ・自社の成長を目的とする新たな設備導入や業態の転換、事業の不調に伴う転業など、事業者の新陳代謝を促進するため、支援制度や相談機能の充実を図ります。
- ・設備投資を促進するため、各種支援制度の適用要件の見直しをはかるとともに、市に権限がある規制等については地域の実情に合わせて可能な限りの緩和を図ります。
- ・課題とされている人材確保、定着・育成、技術承継に向けた取り組みを進めます。

(2) 平成 25 年度実施予定事業（※実施内容など詳細については別冊に掲載）

① 中小企業制度融資の充実

実施計画掲載事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
拡	中小企業等金融対策事業		経済部経済企画課	12

② 経営力向上、人材確保などに向けた支援

実施計画掲載事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
	介護施設等人材育成支援事業		福祉部介護保険課	13
拡	雇用促進事業		経済部経済企画課	13
拡	創業・経営改善支援事業		経済部経済企画課	14
	工業振興対策事業		経済部企業誘致・工業振興課	15
	電気自動車普及促進事業		経済部企業誘致・工業振興課	15
	企業等立地促進事業		経済部企業誘致・工業振興課	16
拡	キャリア教育推進事業		教育委員会教育指導課	16
拡	中小企業等金融対策事業	再掲	経済部経済企画課	12
拡	産業 PR 営業支援事業	再掲	経済部商業観光課	4

関連事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
	中小企業振興対策事業		経済部経済企画課	17
	経済関係団体支援事業		経済部経済企画課	17
	商工相談事業		経済部経済企画課	18
	横須賀リサーチパーク推進事業		経済部企業誘致・工業振興課	18
新	市内水道工事事業者等技術支援事業		上下水道局技術推進課	18

方向性3 企業の立地や店舗・事業所の開業を促す

～企業誘致の推進と創業支援などによる事業所の開業促進～

1 現状の課題

景況レポートにおける行政への要望意見として、企業誘致を積極的に進め、雇用の改善を図るなどの意見が複数みられます。新設事業所の増加は、雇用の増加に直結することから、市ではこれまで企業誘致の取り組みを積極的に進めるとともに、空き店舗対策、創業支援など事業所の新設を促す取り組みを進めています。しかし、厳しい経済環境が続くなか、本市に限りませんが、事業所の開業率は大きく低下している状況にあります。

2 課題に対する取り組み方針

エネルギー・環境など成長分野に重点をおいた企業誘致を進めるとともに、既存企業の新たな投資を促します。また、これまで誘致した企業と既存企業が連携できるような環境整備を進め、新規立地企業の定着を図ります。

優れたビジネスプランを持つ人を支援し開業を促すとともに、本市の魅力的な資源である農水産物を生かした事業化を支援します。

(1) 計画期間中に重点的に実行する取り組み

①新たな企業の立地、既存企業の再投資を促す

- ・新規に立地する企業、既存企業の再投資（事業所の新設）を促進するため、誘致対象業種の拡大、支援メニューの充実、見直しを図ります。
- ・市有地、民有地を含めた産業用地の創出を図ります。
- ・誘致した企業の地域定着を意識したフォローアップの強化、既存企業との連携の場づくりなどネットワーク構築の促進を図ります。

②創業・事業所の開業を促す

- ・創業への思い、優れたビジネスアイデアを実現するため、創業支援策の充実を図ります。
- ・起業家が円滑に創業できるよう、施設面での支援を行います。
- ・農業、漁業、食など地域の資源を生かした起業を喚起、創出します。（6次産業化、農商工連携）

(2) 平成 25 年度実施予定事業（※実施内容など詳細については別冊に掲載）

①新たな企業の立地、既存企業の再投資を促す

実施計画掲載事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
拡	中小企業等金融対策事業	再掲	経済部経済企画課	12
	企業等立地促進事業	再掲	経済部企業誘致・工業振興課	16

②創業・事業所の開業を促す

実施計画掲載事業

	事業名	備考	担当部課	別冊掲載頁
拡	創業・経営改善支援事業	再掲	経済部経済企画課	14
	商業活性化推進事業	再掲	経済部商業観光課	3
	地産地消推進事業	再掲	経済部農林水産課	5

関連事業

	商工相談事業	再掲	経済部経済企画課	18
--	--------	----	----------	----

第7章 計画の目標と進行管理指標

1 計画の目標

本計画の目標を、横須賀市中小企業景況リポートにおける中小企業の景況感(DI値)とします。毎年1月に発表する調査結果の前年比較で向上を図ることを目指します。

項目	数値	基準年
横須賀市中小企業景況リポートにおける全産業の景況感DI値【(良い)-(悪い)】の構成比の差し引き	▲18	平成25年1月

2 取り組みの方向性別の進行管理指標

各取り組みの方向性ごとに進行管理指標を設定し、毎年その進捗状況を点検し、構成事業の見直し改善等を図っていきます。

なお、その状況については、構成事業の実施状況と併せて毎年市議会に報告します。

方向性1 消費需要、受注機会を増やす

	項目	数値		基準年(度)
		数値	単位	
1	年間商品販売額	57,106,960	万円	平成19年
2	製造品出荷額等	70,093,396	万円	平成22年
3	主要集客施設利用客数	2,110,018	人	平成23年
4	市発注工事の市内事業者受注割合	52.2	%	平成23年度

方向性2 中小企業の体質改善を促す

	項目	数値		基準年(度)
		数値	単位	
1	新規求人数(ハローワークよこすか管内)	9,625	人	平成23年
2	有効求人倍率(ハローワークよこすか管内)	0.30	倍	平成23年度
3	倒産件数(負債額1,000万円以上)	31	件	平成23年度
4	資金使途が「設備投資」に限った融資額(横須賀市中小企業制度融資)	150	百万円	平成23年度

方向性3 企業の立地や店舗・事業所の開業を促す

	項目			基準年(度)
		数値	単位	
1	新規企業立地数 (企業等立地促進制度を適用し操業した企業)	1	社	平成23年度
2	事業所開業率	2.7	%	平成18～21年

参考資料 横須賀市中小企業振興基本条例

平成23年12月19日

条例第42号

横須賀市中小企業振興基本条例

近年の国境を越えた経済活動の拡大と、それに伴う激化する競争社会の伸展、さらに、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化は非常に厳しく、横須賀の中小企業も同様に極めて厳しい状態が続いている。

市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横須賀の発展に大きく寄与してきた。そして同時に、地域経済の活性化は、企業の利益や所得の増加を生みだし、横須賀市の税収の増加につながり、市民への多様な行政施策を実現できるという好循環を生み出してきた。

横須賀は開港以来、戦前は海軍の街として、戦後は造船及び自動車産業を核に、日本各地から意欲的な人々が集まり、活力ある経済と豊かな地域社会を形成してきた。多くの人々が新しいふるさとを横須賀に求め、競い合い、助け合いながら発展してきた街が横須賀という都市である。

市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であり、ここに、中小企業政策を市政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者及び大企業者等の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に会社にあつては本店、個人にあつては住所を有するものをいう。

2 この条例において、「大企業者等」とは、中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 前項の場合においては、市は、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的な取組みを行うよう努めなければならない。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者等の責務)

- 第5条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業者等は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

- 第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。
- (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえたより効果的な施策とすること。
 - (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の受注機会の増大に努めること。
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の参入機会の増大に努めること。
 - (4) 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組み、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
 - (5) 中小企業者相互及び中小企業者と大企業者等の連携及び協力を促進すること。
 - (6) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
 - (7) 必要な財政上の措置を講ずること。

(議会への報告)

- 第8条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

